

住宅の応急修理制度について（災害救助法）

概要

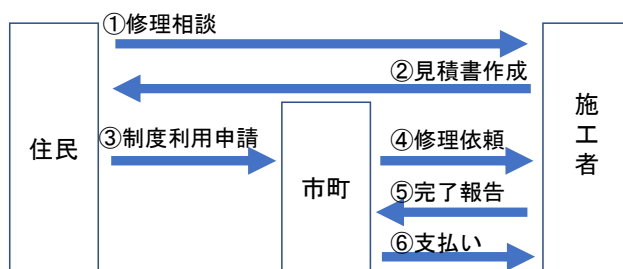
「応急修理制度」は、地震により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき市町が施工者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。

※はじめに、ご自身で施工者を選定し、修理の箇所や内容を調整の上、市町に申し込んでください。選定された施工者に対し、市町が修理を依頼します。

※見積書等の添付書類の提出は後日（申請後）でも可能です。

→見積書等提出後に市町が修理を依頼することになります。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

申込時に省略できる書類

- ・ 見積書
- ・ リ災証明書（写し）
- ・ 修理前の被害状況が分かる写真
- ・ 資力に関する申出書
- ・ 住宅の被害状況に関する申出書

★大雨被害に対する応急修理の注意事項

- ・ 大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
大雨により被害を受けたことがわかるように工事前の写真を撮影してください。
地震による被害箇所の修理は、対象外となりますので、ご注意願います。
- ・ 土砂等の撤去・処分費、消毒費は、応急修理の費用に含めることはできません。
- ・ 応急仮設住宅（建設型・みなし仮設）との併用については、各市町の担当窓口にご相談ください。

対象区域・対象者

対象区域：輪島市、珠洲市、能登町

対象世帯：上記市町で、大雨による被害を受けた住宅が『令和6年奥能登豪雨』の被害認定の罹災証明書で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯

（「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。）

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

※「令和6年奥能登豪雨及び令和6年能登半島地震」の被害認定の方は、市町の窓口にご相談願います。

費用の限度額（1世帯あたり）

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：717,000円以内

準半壊：348,000円以内

※費用は市町から施工者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

期限

申請期限：令和8年9月30日※終了しました

完了期限：当面、設定しません

※制度の活用・相談は各市町の窓口へお問い合わせください。連絡先は県HPをご確認ください。

※住まいの再建相談受付窓口（石川県木造住宅協会・石川県建設業協会事務局内）では、ご希望に応じて協会が施工業者を手配します。 電話番号 0120-123-688